

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

見附市条例第31号

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年見附市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める額
農林水産業振興審議会委員	
大規模小売店舗立地審議会委員	
行政不服審査会委員	
情報公開・個人情報保護審査会委員	
情報公開・個人情報保護制度審議会委員	
総合計画審議会委員	
環境審議会委員	
統計調査員	
市役所産業医	
予防接種従事医師	
スポーツ推進委員	
学校運営協議会委員	
就学支援委員	
重大事態対策委員会委員	
重大事態再調査委員会委員	

」を

「

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める額
-----------	----------------

農林水産業振興審議会委員
大規模小売店舗立地審議会委員
行政不服審査会委員
情報公開・個人情報保護審査会委員
情報公開・個人情報保護制度審議会委員
総合計画審議会委員
環境審議会委員
統計調査員
市役所産業医
予防接種従事医師
スポーツ推進委員
学校運営協議会委員
就学支援委員
重大事態対策委員会委員
重大事態再調査委員会委員
鳥獣被害対策実施隊員

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。